

相模原市長 加 山 俊 夫 殿

相模原市監査委員 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

平成20年度決算に基づく財政健全化の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき、大貫勲監査委員は、審査から除斥した。

以 上

平成20年度決算に基づく財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月1日から平成21年8月3日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

実質赤字比率、連結実質赤字比率等の健全化判断比率はいずれも早期健全化基準内となっており、引き続き財政の健全化に努められたい。

健全化判断比率

(単位: %)

区分	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	5.0	4.8	25
将来負担比率	41.8	33.1	350

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」を表示